

(様式3)

会議の開催結果について

1 会議名	かわちながの森林プラン推進協議会
2 開催日時	—
3 開催場所	—
4 会議の概要	・令和2年度かわちながの森林プラン実行プランの実績報告 ・令和3年度のかわちながの森林プラン実行プランについて ・令和3年度のかわちながの森林プラン更新に向けて
5 公開・非公開の別 (理由)	—
6 傍聴人数	—
7 問い合わせ先	(担当課名) 環境経済部 農林課 林政係 (内線423)
8 その他	書面により開催しました。 (2月26日～3月15日)

* 同一の会議が1週間以内に複数回開催された場合は、まとめて記入できるものとする。

第2回かわちながの森林プラン推進協議会 意見及び農林課回答

案件1 令和2年度のかわちながの森林プラン実行プランの実績報告

委員1：

- ・A-1-1 広葉樹と混交林に誘導した数値を教えてください。

(回答)

環境保全林整備として、森林所有者の意向により混交林または広葉樹林に整備した面積は26.9haで、加賀田、鳩原、天見のそれぞれの地区で実施しました。

- ・C-1-16 福祉施設はどこか。

(回答)

福祉団体については、手話サークルの団体です。

- ・C-2-18 動画共有希望

(回答)

承知しました。春先にかけて鳥の鳴き声やきれいな花を収録した動画をダム事務所のご協力の元、作成する予定で、出来上がりましたら情報共有したいと思います。

- ・C-2-18 鎮守の森コミュニティ研究所連携実績追加

(回答)

河内長野市の既存財産活用検討の実績として追加いたします。活動の詳細を次回会議にて皆さまに共有いただければと思います。

- ・C-4-24 大教大連携追加

(回答)

追加いたします。活動の詳細を次回会議にて皆さまに共有いただければと思います。

委員2：

- ・A-3-4 森林経営管理制度の意向調査をどのようなことからされるのか。

(回答)

市から林業事業体への委託業務により意向調査の実施を考えています。令和2年度に今後15年間でどの林班をどの年度に意向調査するかという計画を作成しており、それをもとに進めます。意向調査実施にあたっては、対象林班の所有者リストを作成し、調査票やその他説明書類を所有者に郵送等することで進めて参ります。

委員3：

- ・森林整備が少ない。

(回答)

森林整備は、市直営分としてはA－1－1の26.91ha及びA－2－3の24.28haを合計して51.19haとなっていますが、その他にも補助金事業による整備実績があります。令和元年度ベースで約45haの森林整備を実施しています。（間伐のみ）今後は森林経営管理制度による森林整備について、随時見直しを図りながら、少しでも多くの面積を整備できればと考えております。

委員4：

・資料1－2におおさか河内材の利用実績ですが、それぞれの施設で、どのような用途で使用されたか、主な部材、使用数量等は分かるか。

（回答）

（別紙1）のとおりです。

・コロナ禍により、R2は販売促進協議会が開催されなかったが、R3については可能な形で開催を検討されたい。

（回答）

会としても年6回の開催を検討する等、前向きに検討されているので、R3には開催できるのではないかと考えております。

委員5：

・おおさか河内材の利用実績について、具体的に載せるならどこに調査かけるか、毎年ルール決めておくべき。

例 毎年大阪府の治山工事の堰堤工事 残置式方型枠に間伐材使われている。

（回答）

現在はおおさか河内材販売促進協議会の事務局である森林組合様の行政関連把握事業、市関連事業、大阪府関連事業をヒアリングで調査しております。治山工事の分は把握できておりませんでしたので、今後大阪府様と調整いたします。今後はおおさか河内材販売促進協議会の製材所にも市から直接確認することも検討します。

・現代林業戦略勉強会実施とは。

（回答）

市内の森林所有者に、森林への関心向上及び育成を目的とした勉強会を行っています。現代林業戦略勉強会は、講座や視察等を行い、森林所有者のステップアップを促す仕組みを用意するため、応用編として行っているものです。

委員6：

・森林ボランティアトモロスの活動：新型コロナ対策のため4月～6月活動中止、12月～1月12日午前中のみの活動、1月13日～2月活動休止、3月～午前中のみで活動再開、森林ボランティア養成講座中止

・高向小学校の森林授業と体験 市の森林E S D事業として実施。全体として活動が大幅に減った。

(回答)

活動回数の目標値について、新型コロナ対策として回数自体が減ったことは仕方がないことと考えております。今後、新たな対応策も含め活動を検討していきたいと思っております。

案件2 令和3年度のかわちながの森林プラン実行プランについて

委員1：

・B おおさか河内材生産を担う森林 河内材ブランド戦略は木のある暮らしのみか。

(回答)

おおさか河内材活用支援事業の実績をHP等でPRしていきます。また、他自治体等への森林環境譲与税活用による木質化のPRも進めます。なお、令和2年度に河内長野市おおさか河内材ロゴマークの使用に関する要綱を作成し、ロゴマーク使用希望者の把握に努めており、令和2年度では4件の実績があります。

委員4：

・Aの意向調査の対象となる森林と、Cの市民参加の対象となる森林は異なると思われるが、併せて実施することで調査の効率化や、森林情報の一元化が図れないか。

(回答)

Aの意向調査の対象となる森林のうち、Cの市民参加の対象となる森林の観点で条件の良さそうな森林については併せて実施を検討しております。

・Aの集積計画の作成にあたっては、R2.9.14の市町村担当者会議で示したとおり治山事業等との調整を行う必要がありますので府と協議をお願いします。

(回答)

集積計画(案)をもって協議いたします。なお、治山事業予定地であれば、意向調査実施の段階で調査対象森林から除外できればと思うので、事業予定地が決まり次第随時ご報告をお願いできますでしょうか。

委員5：

・B：生産体制・製造体制の構築 補助金事業とは、どのようなことか。

(回答)

既存事業の森林経営計画作成に係る「森林整備地域活動支援事業補助金」、市単独の森林整備補助「森林総合整備事業補助金」、国府の森林整備補助への上乗せ「森林環境保全直接支援事業補助金」です。実行プランにおけるB：生産体制・製造体制の構築に関連するメニューとなっています。

・森林病虫害の被害調査、調査だけなら、わざわざここに項目出さなくてもいいのでは、以前は大阪府の環境税対応とのことでしたが、今は府の環境税は既がない。

(回答)

大阪府、市とも補助金による対応は実施するため、「必要に応じて補助金対応」の旨追記いたします。

委員 6 :

- ・トモロスの森林ボランティア養成講座実施予定
- ・高向小学校の森林 E S D は継続予定
- ・長野高校の里山授業及び高野山大教育学科地域体験授業のサポート

(回答)

ご記載いただいた活動についても可能な範囲で記載いたします。ただし、全ての活動が記載できない場合もありますので、ご容赦ください。

案件 3 令和 3 年度のかわちながの森林プラン更新に向けて

委員 1 :

- ・実績→更新となる内容の分析が見えない。

P L A N → D O → C H E C K → A C T I O N

- ・なにが成功して
- ・なにが失敗して改善
- ・新たにみえたこと なくして判断できない。

(回答)

今回は更新に向けての準備ということで、C H E C K にあたる分析について記載できておりませんでした。令和 3 年度の会議で中間考察をすることになるので、そこで議論できるよう実行プランの項目ごとに C H E C K にあたる分析に関する資料を作成いたします。イメージは(別紙 2)のとおりです。

- ・④p. 10 河南町産材も入った経緯を知りたい。広葉樹と針葉樹同じ名称(おおさか河内材)か。

(回答)

河南町も河内林業地であり、「おおさか材認証制度」に係る林業活動促進地区の認定の調整を大阪府と進められており、林業活動促進地区の認定事務等が整ったことから、平成 3 0 年度におおさか河内材利用推進地区となりました。

また、おおさか河内材については、ロゴの商標登録において、「大阪府内の河内林業地産の木材」としており、スギやヒノキに樹種は特定していないことから広い意味では広葉樹も含まれます。

ただし、おおさか材認証制度の趣旨からいうと、おおさか材認証制度の中では樹種は

明記されていませんが、継続的な木材生産を行う林業活動促進地区から生産された木材ということになりますので、基本的にはスギ・ヒノキに限定され则认为します。

以上のように、認証材としてのおおさか河内材とそれ以外も含めたおおさか河内材によって異なります。

過去からも吉野林業の流れをくむ密植・多間伐による緻密な年輪を特徴としておおさか河内材のPRを行ってきておりますので、特徴の異なる広葉樹をPRする場合は慎重に進める必要があるかと考えています。

委員 7 :

・ B-3 人材育成について、近い将来を見据えると林業・製材業に対しての人材育成も必要になってくるのではないかと。高齢化等の理由により従事者の減少は大きく、今後森林蓄積量も増えて搬出材積もこれに伴い増加していく中で、必要性があると思う。全国的に見ても、人材育成に力を入れている市町村も多く、地域おこし協力隊などを活用し、定着を図っている自治体もある。今回は難しくても、今後は一考の余地があるのではないかと。

人事育成の主旨でもある「おおさか河内材の生産を担う人材を育成する。」には、こちらも重要になってくると思う。

(回答)

人材育成については、現在の勉強会等の内容を精査し、林業については林業事業体の考え、製材業についてはおおさか河内材販売促進協議会の製材所等の考えをより反映した内容にしていく必要があるかと思ひます。今後、一緒に内容を検討いただけますと幸いです。地域おこし協力隊などの活用も様々な種類がありますが、本市の場合も必要に応じて人材育成に適正な講師を招く等も必要かと思ひております。

委員 4 :

・ 資料 3 に記載の修正事項については、市の案で、特に意見は無い。その他として、修正・更新を検討されたい箇所は以下のとおり。

【森林プラン】

・ p 5 森林経営計画の地区数を更新 (7 → 16)

(回答)

修正いたします。

・ p 8 林業活動促進地区数を更新 (高槻、貝塚、泉佐野地区が追加されている)

(回答)

修正いたします。

・ p 16 ③申出による森林整備等について、記載の経営管理集積計画が、法に基づくものであれば、市町村が策定主体となるので、誤解が生じないよう修正。

→（案）その他、意向調査未実施であっても、民間事業者が自発的に意向調査を行って経営管理権集積計画を作成するよう市に申出があり、市が当該計画を策定した場合も、林業経営者が行う森林整備の補助を検討する。

（回答）

いただいた（案）を参考に以下のとおり修正いたします。

その他、意向調査未実施であっても、森林所有者の申出に基づき民間事業者が自発的に経営管理権集積計画（案）を作成し、その案をもとに市が当該計画を策定した場合も、林業経営者が行う森林整備の補助を検討する。

・ p 17 ③のイメージ図

4. 集積計画作成 → 集積計画案作成 に修正

3－2. 市へ委託 → 市へ委託（「経営管理権集積計画」を市で策定）を追加

（回答）

修正いたします。

【実行プラン・実行プラン詳細】

・意向調査の結果、林業経営が可能な森林で経営管理実施権配分計画が策定される森林については、施業の集約化、路網整備、搬出間伐が計画されることから、B－2－7～9の目標設定にあたっては、これらを含めて目標値を設定してはどうか。

（回答）

森林経営管理制度に基づく経営管理実施権配分計画が策定される森林については、搬出間伐が理想的ですが、まずは切捨て間伐だけでも進めることが重要と捉えており搬出要件は求めていることから、現時点で「B おおさか河内材生産を担う森林」には含まない考えです。なお、施業の集約化の観点から、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の面積を目標値として設定することを検討します。

委員 5：

・大きな業務の森林管理制度がスタートする中、他の項目集約や軽微な項目減らしてはどうか

（回答）

A－1－1、A－2－3の市直営森林整備は令和2年度で終了することから今後は項目として減ることになります。その他の項目について、次回会議にて項目集約や減らせるもののご意見をいただき、皆さまで議論できればと思いますのでご検討よろしくお願ひいたします。

その他

委員 1：

文章には書き切れていない背景があるのだと思うが、5年間したことが重要ではなく、どんな結果を残せたかのプロセス分析が今後の方向を決めるのだと思う。

各職員様の中になる知見の共有と吐き出しが必要かと思う。

会議開催がなかったからの理由であれば、他自治体の多くがオンライン会議を取り入れている中、できなかった理由も知りたい。

(回答)

知見の共有等については、令和3年度の会議において、分析についての資料とともにできればと考えています。中間考察及び更新検討は令和3年度に行うこととなっており、今回はその準備ということで現時点での意見共有を図るため書面にて開催したものです。令和3年度の中間考察は書面開催での実施は難しいと考えております。

委員5：

・樹立済みの森林経営計画の森林整備の消化が進まない。

(回答)

森林経営計画地の森林整備は計画的に進めていただく必要があります。消化が進まない原因は分かりかねますが、改めて相談いただければと存じます。特に森林整備地域活動支援事業により間伐を実施する前提で補助金交付を受けている森林において計画した森林整備が実施されない場合は補助金返還となる場合がありますのでご留意ください。森林整備に係る補助金を活用しながら計画的に森林整備をお願いします。

・木材搬出量と木材利用量のバランスを保っていくことが重要（経営計画地外でも搬出できることが重要）

(回答)

令和3年度から、森林経営計画地外での作業道等整備に関する補助制度をスタートし、交付要件はその作業道等の整備により5年以内に間伐をすることとしており、木材搬出量の増加にも寄与できるのではないかと考えています。

・林道の維持管理の（市管理、組管理）の費用確保

(回答)

市管理林道においては、機能維持管理業務として一般財源で執行しています。既存事業のため森林環境譲与税の充当が不可で、費用確保は困難な状況が続いているのが実情です。災害発生に伴い緊急的な措置が必要となる場合は、災害復旧費予算にて工事あるいは業務にて執行しており、規模の大きい災害復旧等で災害予算が不足の場合は、財政課協議のもと必要額の補正を行ない対応しています。

工事対応となる規模が大きな案件は、財源に基金や国費が充当できるか、関係部署と協議しながら費用確保に努めています。

組管理林道や作業道においては、既存の補助金交付要綱の一部改正をし、令和3年度より森林環境譲与税が使えるよう、交付条件はありますが、新たな補助金交付要綱を制定する予定です。

・市有林の整備も手を付けていかないと、荒れていくこと（危惧）

（回答）

森林環境譲与税での事業では市有林等の公有林は対象外となっていることから、その財源や、隣接する森林所有者等との調整、整備にあたっての施業手法、さらに業務遂行していくマンパワーも含めた内容が課題であります。以上の様な事から、民有林整備を優先としていく事が望ましく、市有林に踏み出せない状況です。

以上

※情報共有のためご意見の文体変更や補足等をしています。ご了承お願いいたします。